

平成13年12月21日
企業会計基準委員会

自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準等の公開草案の公表

企業会計基準委員会では、平成13年6月の商法改正を受け、自己株式及び法定準備金の取崩等の会計処理について検討してまいりましたが、平成13年12月18日（火）の第5回企業会計基準委員会で以下の会計基準及び適用指針の公開草案の公表が承認されました。

今後、平成14年1月18日（金）まで当委員会のホームページ（<http://www.asb.or.jp>）等で広くコメントを募集した上でこれを検討し、最終的な会計基準及び適用指針を公表する予定です。

公表する公開草案

「企業会計基準公開草案第1号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準（案）」

「企業会計基準適用指針公開草案第1号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針（案）」

「企業会計基準適用指針公開草案第2号 その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理（案）」

問い合わせ先

企業会計基準委員会（Tel 03-5561-8449）

西川 郁生、小賀坂 敦

公開草案の概要

自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準及び同適用指針関係

資本の部の区分

資本の部を資本金、資本剰余金、利益剰余金及びその他の項目に区分し、資本剰余金を資本準備金とその他資本剰余金に、利益剰余金を利益準備金とその他利益剰余金に区分する。資本の部の表示は下記の例による。

資本金
資本剰余金
1. 資本準備金
2. その他資本剰余金
(1) 資本金及び資本準備金減少差益
(2) 自己株式処分差益
利益剰余金
1. 利益準備金
2. その他利益剰余金
(1) 任意積立金
(2) 当期末処分利益
土地再評価差額金
その他有価証券評価差額金
自己株式
資本合計

自己株式の会計処理及び表示

自己株式の取得、保有

取得した自己株式は取得原価をもって資本の部から控除するとともに、期末に保有する自己株式は、資本の部の末尾に自己株式として一括して表示する。

自己株式の処分

自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上する。自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、当期末処分利益から控除する。

自己株式の消却

自己株式の消却については、消却の際の取締役会決議で減額する資本項目を定めることとし、消却手続が完了したときにその決議に従い会計処理する。

資本金及び資本準備金の取崩の会計処理及び表示

資本金及び資本準備金の取崩によって生ずる剰余金

資本金及び資本準備金の取崩によって生ずる剰余金は、その他資本剰余金に計上する。

資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分

資本剰余金の各項目は利益剰余金の各項目と混同してはならない。したがって、資本剰余金の利益剰余金への振替は原則として認められない。また、その他資本剰余金を株主総会において処分する場合は、利益処分の議案の中で、当期末処分利益の処分とは区分し、その他資本剰余金の処分として行う。

開示

個別財務諸表における利益処分計算書に、当期末処分利益の処分に加えその他資本剰余金の処分を含める。連結財務諸表においては、連結剰余金計算書の内訳として、資本剰余金の変動を表す資本剰余金計算書及び利益剰余金の変動を表す利益剰余金計算書を設ける。利益処分計算書の表示は下記の例による。

<p>(1) 当期末処分利益の処分</p> <p>当期末処分利益 処分額 利益準備金 配当金 役員賞与金 任意積立金 その他 次期繰越利益</p> <p>(2) その他資本剰余金の処分</p> <p>その他資本剰余金 処分額 配当金 その他 その他資本剰余金繰越高</p>
--

適用時期

平成14年4月1日以後適用する。

その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理関係

その他資本剰余金の処分による配当等を受けた株主の会計処理

株主が資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合、配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合を除き、原則として配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額する。

以上